

議案第 4 4 号

日野町手数料徴収条例の一部改正について

日野町手数料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 日野町手数料徴収条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、日野町手数料徴収条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正内容

番号法の一部改正により個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、通知カードの再交付手数料について別表より削除するもの。

### 3 施行期日

公布の日

日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日野町手数料徴収条例(平成12年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
種類	金額	備考	種類	金額	備考
略			略		
住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 200円	1人を1件とする。	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 200円	1人を1件とする。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1件につき 800円	カード1枚を1件とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件につき 500円	カード1枚を1件とする。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1件につき 800円	カード1枚を1件とする。	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1件につき 800円	カード1枚を1件とする。
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。